

第九十一号議案

江戸川区立えがおの家の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十四日

提出者

江戸川区長

斎

藤

猛

江戸川区立えがおの家の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立えがおの家の指定管理者を次のように指定する。

名 称	所 在 地	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
江戸川区立えがおの家	新宿区西新宿七丁目八番一 ○号 オーネクラヤビル内	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 理事長 佐々木 桃子	令和四年四月一日から令和九年三月三十日まで

（説明）

令和四年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区立えがおの家の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。